

2006 年度「JFA メンバースhip制度基本還元金」概要説明

1. 配分に関する基本的な考え方

(1) 配分原資

配分原資は、チーム/監督/選手登録料 のみとする。

(2) 配分総額の考え方

2005 年度のチーム/監督/選手登録料収入 の 50% を配分総額の目安とする。

実際は、配分原資 = 1,079,713,700、配分総額 = 570,677,425、比率 = 52.9%

2. 項目・配分基準

配分総額の目安を、2005 年度のチーム/監督/選手登録料の 50%に設定する。

25%を A.登録還付金として配分する。(2005 年度の実績払い)

25%相当を B.【都道府県】交付金

C.【地域】交付金

D.【都道府県】インセンティブ

の 3 種類に分け、下記の基準に従い配分する。

<u>B.【都道府県】交付金</u>	<u>C.【地域】交付金</u>	<u>D.【都道府県】インセンティブ</u>
<ul style="list-style-type: none">・基準額・地域事情考慮・法人格・事務局・Jクラブ・強化育成資金	<ul style="list-style-type: none">・基準額・地域内 都道府県数 考慮・強化育成資金	<ul style="list-style-type: none">・登録選手数 / 人口比・登録チーム数の増加率・登録選手数の増加率

B.【都道府県】交付金

基準額

都道府県協会に対して一律 250 万円。

地域事情考慮

北海道・・・北海道(地域)を 4 県分と判断し、3 県分の 750 万円を追加。

沖縄県・・・交通・地理的事情を勘案し、150 万円を追加。

沖縄県協会の役員(理事長・種別 / 専門委員会)は、年間で延べ 30 ~ 40 回、会議のために九州本土へ出張する。一回の往復交通費は、約 5 万 5,000 円のため、5 万円 × 30 回 = 150 万円を基準として追加する。

法人格

法人格を有する都道府県協会に対して、奨励および事務局補助として 100 万円。
都道府県協会は、JFA に法人格取得を証明する書類(登記簿謄本・設立許可証のコピー等)の届け出を行った上で、JFA の判断により支給額を決定する。(翌月の JFA 理事会にて承認する。)

尚、年度の途中で法人化した場合は、法人格取得月より、以下の通り支給する。

- 4 月～ 6 月：100 万円
- 7 月～ 9 月：75 万円
- 10 月～12 月：50 万円
- 1 月～ 3 月：25 万円

事務局

常勤事務局体制の整備されている都道府県協会に対して、奨励および事務局補助として 100 万円。

都道府県協会は、JFA に申請を行った上で、JFA の判断により支給額を決定する。(翌月の JFA 理事会にて承認する。)

常勤事務局体制とは、以下の 4 項目が全て整備されている事を指すものとする。

対象者として原則、専務理事/理事長・副理事長(法人の場合は常務理事)・事務局長の役職を有する人材が 1 名以上いる。

対象者は協会事務局の実務の中心であり、JFA のカウンターパートとなっている
対象者は原則として週 5 日間、事務局の業務時間中(原則 9 時半～18 時)にフルタイムで勤務している。

対象者は勤務に対する対価を給与として所得しており、原則としてその報酬は本人の主たる収入となっている。

尚、年度の途中で常勤事務局体制が整備された場合は、該当月より、以下の通り支給する。
(年度の途中で常勤事務局体制に変更が生じ、該当しなくなった場合は、下記の金額を参考にしながら、JFA にて対処を決定する。)

- 4 月～ 6 月：100 万円
- 7 月～ 9 月：75 万円
- 10 月～12 月：50 万円
- 1 月～ 3 月：25 万円

Jクラブ

Jクラブを有する都道府県協会に対して、それらのクラブの諸活動への対応資金として J1 は 50 万円・J2 は 25 万円を基準に、そのクラブ数に応じた金額を支給。

強化育成資金

都道府県協会に対して、強化育成資金として一律 100 万円。

C.【地域】交付金

地域への交付金総額の枠を 2,900 万円として考える。

基準額

地域協会に対して一律 150 万円。

地域内 都道府県数 考慮

2,900 万円から、基準額の総額(1,350 万円)および強化育成資金の総額(900 万円)を差し引いた、650 万円を、地域内の都道府県数に応じて配分。

上記に基づくと、1 都道府県あたり 13 万円となる。(北海道地域は 4 県分に換算)

強化育成資金

地域協会に対して、強化育成資金として一律 100 万円。

D.【都道府県】インセンティブ

「前年度のチーム/監督/選手の登録料金合計額の 25%相当」から、「上記の B.【都道府県】交付金および C.【地域】交付金の合計額を差し引いた額」を考慮した上で、その年度のインセンティブの配分総額を決定する(2006 年度に関しては 1,000 万円を目安とする)。

2007 年度以降に関して、「都道府県交付金」「地域交付金」を積み上げた結果、全体の原資(チーム/監督/選手の登録料金総額)の 50%を大幅に超過してしまった場合は、「インセンティブ」の配分総額について、2006 年度の配分総額(1,000 万円)を参考にしながら別途検討することとする。

登録選手数/人口比・・・インセンティブ配分総額の 50%を配分

- 各都道府県の人口(総務省が発表する人口推定に基づく)に対する、前年度(2005 年度)末の登録選手数の比率に応じて支給。

1,000 円未満は四捨五入

登録チーム数の増加率・・・インセンティブ配分総額の 25%を配分

- 前々年度(2004 年度)末に対する前年度(2005 年度)末の登録チーム数の増加率に応じて支給。
- 減少した場合は、増加率 0%(インセンティブ=0 円)として扱う。

1,000 円未満は四捨五入

登録選手数の増加率・・・インセンティブ配分総額の 25%を配分

- 前々年度(2004 年度)末に対する前年度(2005 年度)末の登録選手数の増加率に応じて支給。
- 減少した場合は、増加率 0%(インセンティブ=0 円)として扱う。

1,000 円未満は四捨五入

以上